

令和8年度（新規）

保育士の再就職のための「潜在保育士就職準備金」のご案内

保育士の資格を持ちながら保育士として働いていない方へ

就職に必要な費用を無利子で貸付し、秋田県内の保育所等(※)への就職を支援します。
貸付金は、秋田県内の保育所等で 2 年間継続して保育士業務に従事すると、**全額が免除**となります。

貸付額

20万円以内(1回限り)

令和8年度 募集人数 30名

貸付利子

無利子

申請期間

就職(内定)した日から就職した日の翌々月末まで

貸付対象者

次の要件をすべて満たす方

- ① 保育所・幼保連携型認定こども園等を離職または勤務経験がない方
- ② 県内の保育所等に新たに勤務（週20時間以上）する方
- ③ 養成施設在学期間に保育士修学資金の就職準備金を借りたことのない方
- ④ 他の都道府県の同様の貸付金を借り受けていない方

申請にあたり、要件を満たす連帯保証人を立てていただきます。

貸付金の使途

貸付金の使途は、就職の準備(一時的)に必要な次の経費が対象となります。

転居費用、保育所等で使用する被服費、復帰のための研修費用、
通勤用自転車購入費、こどもの預け先を探すための活動費用 など

対象保育所等

保育所、認定こども園、企業主導型保育事業、事業所内保育事業(知事への届出)

秋田県福祉人材センター・秋田県保育士・保育所支援センター

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 福祉人材支援部 人材確保担当（保育士関係資金）

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 TEL 018-864-3500

ホームページ URL <https://www.akitakenshakyu.or.jp/jinzai/>



申請の方法

貸付を希望する方は、次の書類を秋田県福祉人材センター（秋田県社協内）に提出してください。

- ① 潜在保育士就職準備金貸付申請書(第1号様式)
- ② 申請者・連帯保証人の住民票
- ③ 保育士証(写)
- ④ 保育所・幼保連携型認定こども園等を離職した場合は退職した年月日がわかる書類
- ⑤ 雇用(内定)を確認できる書類(雇用条件通知書等)
- ⑥ 連帯保証人の経済状況が確認できる書類(課税証明書等) など

返還の猶予

次に該当する場合は、その間、返還が猶予されます。

届出が必要となりますので、「貸付・償還の手引き」をご覧くださいか窓口にお問合せください。

- ① 秋田県内の保育所等に保育士として勤務しているとき
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

返還の免除

秋田県内の保育所等に、保育士として2年間従事すると返還が免除されます。

申請から貸付までの流れ

- ① 就職が決まったら申請書等を準備し、就職後3カ月以内に申請書等を提出します。
- ② 審査の結果通知と借用証書等を送付しますので、借用証書に署名捺印、必要な額の印紙を貼付し、借用証書等を提出してください。
- ③ 貸付金を指定口座に一括送金します。

貸付の対象となる保育所等(※)の一覧

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| ・保育所(認証保育所、認可外保育所) | ・事業所内保育事業(県知事の届出) |
| ・認定こども園 | ・企業主導型保育事業(開設の届出) |
| ・(預かり保育)を常時実施している幼稚園 | ・病児保育事業(県知事の届出) |
| ・「認定こども園」移行予定施設 | ・一時預かり事業(県知事の届出) |
| ・家庭的保育事業(市町村長の認可) | ・事業所内保育施設コース助成金の助成を受けている施設 |
| ・小規模保育事業(市町村長の認可) | ・病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 |
| ・居宅訪問型保育事業(市町村長の認可) | |

※ 詳しくは、「貸付・償還の手引き」、「保育士修学資金等貸付制度実施要綱・運営要領」をご覧ください。